

新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドラインの改定について

(1) 新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン改定の背景

【ガイドラインの位置付け】

- 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画及び国のガイドラインを踏まえ、感染拡大防止、予防接種、医療など、保健医療現場で必要な具体的な取組内容を取りまとめたもの
- 地域における保健医療体制確保に向けて、都、区市町村、保健所、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関が具体的に行動できるための指針

【これまでの経緯】

- 平成23年4月 都：保健医療体制ガイドライン作成
 平成25年4月 国：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
 6月 国：政府行動計画、ガイドライン作成
 平成25年11月 都：新型インフルエンザ等対策行動計画作成
 平成28年8月 都：保健医療体制ガイドライン改定（暫定版）

【今回の改定の背景】

- 平成29年9月 国：政府行動計画変更、ガイドライン改定
 （備蓄目標量を4,770万人分に見直し）
 平成30年6月 国：ガイドライン改定
 （備蓄目標量を4,500万人分に見直し）

- 平成30年7月 都：新型インフルエンザ等対策行動計画変更
 （右記（2）のとおり）

都行動計画の変更とあわせて、都ガイドラインにおける抗インフルエンザウイルス薬に関する記載を変更する必要がある。

(2) 行動計画の変更内容

※詳細は別紙1のとおり

「東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議（平成30年5月22日）」にて、行動計画の変更を以下のとおり決定。

- これまで都民の6割相当としていた備蓄目標量を見直し、国の備蓄目標量の考え方に合わせる。（患者の治療、予防投与、季節性インフルエンザが同時流行した場合に使用する量を備蓄）
- 国通知に基づく都の備蓄目標量に、国と都の被害想定（り患割合）の違いを考慮し、都の備蓄目標量を算出
- 行動計画では抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関する基本的な考え方を規定し、抗インフルエンザウイルス薬の具体的な用途、備蓄目標量等については、ガイドラインで定めることとする。

(3) ガイドラインの変更内容（案）

【用途】

患者治療、予防投与、季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用することを明記

【備蓄目標量】

571.22万人分を目標量とする

※算出方法は別紙2のとおり

【薬剤の種類】

備蓄する薬剤は、国の備蓄方針に準拠することを明記

（参考）備蓄する薬剤の名称、薬剤ごとの備蓄量については、備蓄に関する具体的な内容を定める「備蓄計画」にて定める。

※新旧対照表は別紙3のとおり

(4) スケジュール

- 平成30年7月 感染症医療体制協議会へ付議
 8月 ガイドライン改定

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（平成30年7月（変更）」から抜粋

<未発生期>

オ 医薬品・医療資器材の確保等

海外発生期から都内感染期における感染の拡大防止に必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保する。

- 国の備蓄方針及び都の特性を踏まえ、全り患者（被害想定において都民の30%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。
なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。（福祉保健局）
 - 個人防護具等、感染の拡大防止に必要な医療資器材を計画的かつ安定的に備蓄する。（福祉保健局）
 - 都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則全ての医療機関等が診療等を担うことになるため、医療機関等は、診療等に必要な個人防護具等を備蓄しておく。
また、同様に、新型インフルエンザ等のまん延に伴い、救急業務等における感染危険が増大することから、消防機関においても個人防護具等を備蓄しておく。（福祉保健局、東京消防庁）
- 【都立・公社病院】**
- 個人防護具等の医療用資器材、新型インフルエンザ専門外来・入院対応用の医療機器、職員用の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（病院経営本部）

備蓄目標量算出方法

- 都の被害想定は、国の被害想定（国民 25%がり患）を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約 30%がり患するものとして流行予測している。
- 都の備蓄目標量は、国の通知に基づく都の備蓄目標量に、都と国の被害想定（り患割合）の違い（都のり患割合が国の 1.2 倍であること）を考慮し算出することとする。

$$\begin{array}{l} \text{（国の通知に基づく都の備蓄目標量）} \quad \text{（都と国のり患割合の違い）} \\ \text{都の備蓄目標量} = 476.02 \text{ 万人分} \quad \times \quad 1.2 = 571.22 \text{ 万人分} \end{array}$$

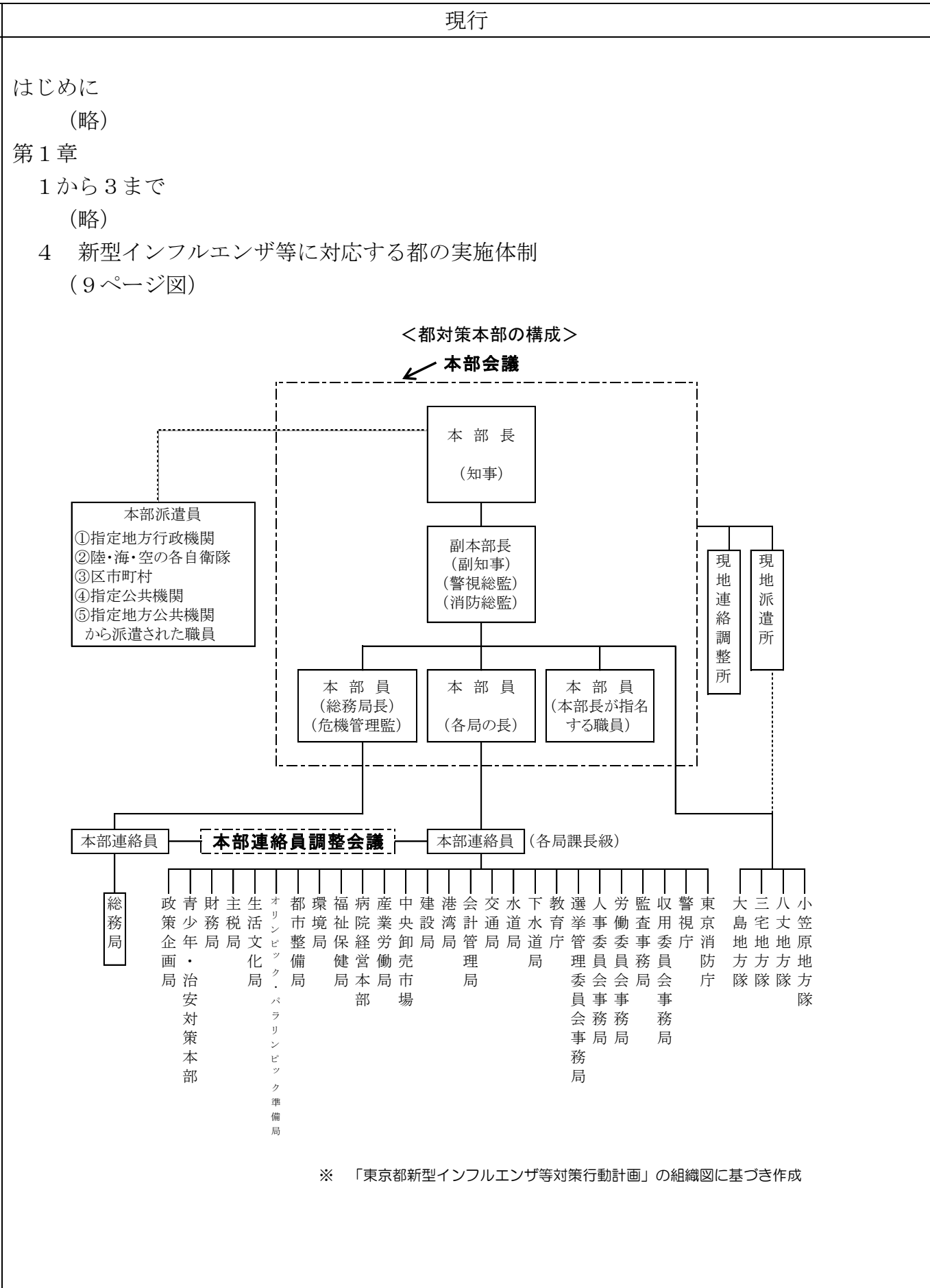
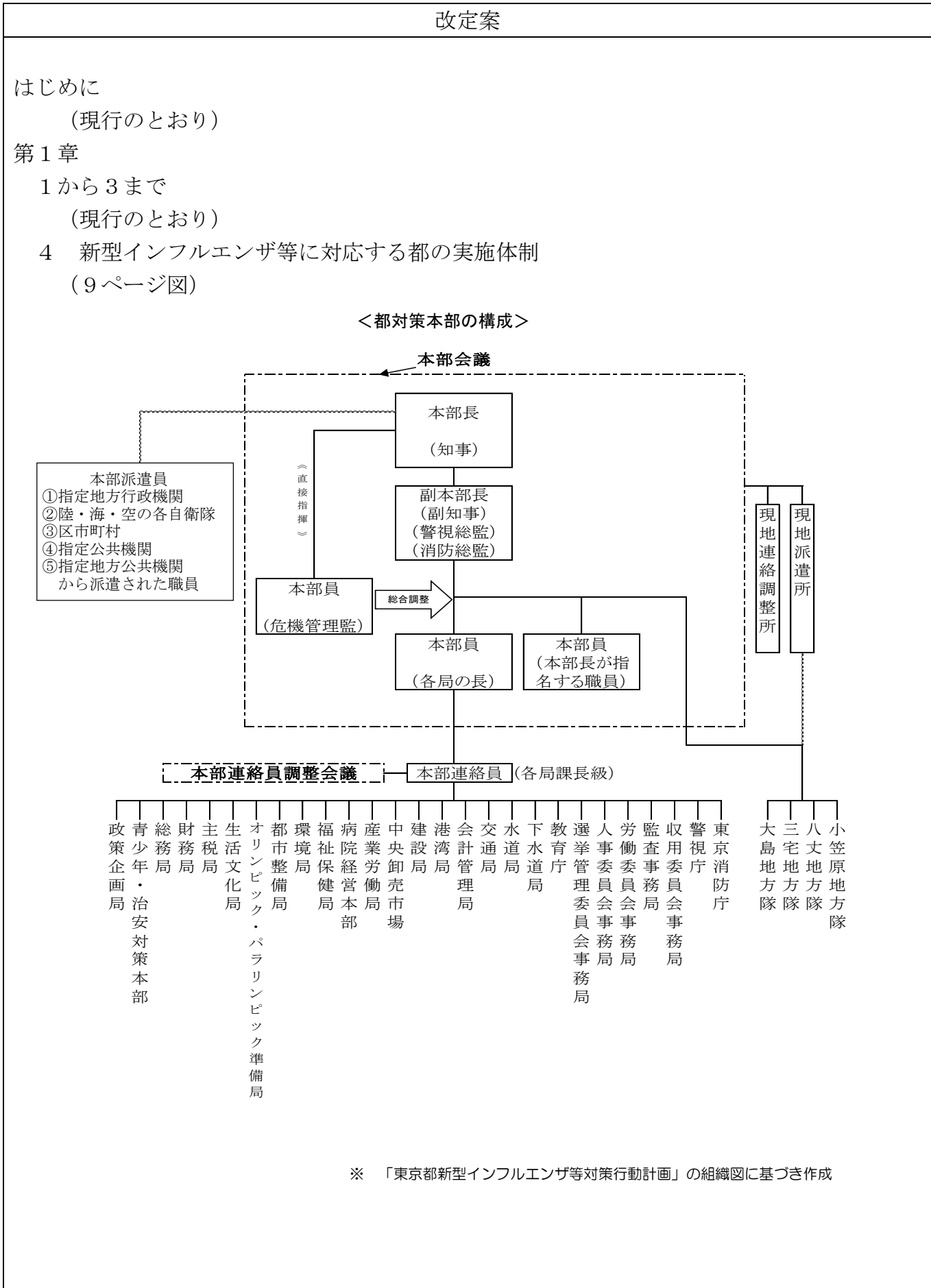
【参考】 用途別の内訳（国の通知（平成 30 年 6 月）^{※1}に基づき算出）

	国の備蓄目標量	都の備蓄目標量の算定			
	全国	都の人口/ 国の人口 ^{※2}	東京都分	都のり患割合/ 国のり患割合	都の備蓄目標量
	(A)	(B)	(C) = (A) × (B)	(D)	(E) = (C) × (D)
①患者の治療	3,200 万人	0.105781	338.50 万人	1.2	406.20 万人
②予防投与	300 万人		31.74 万人		38.09 万人
③季節性インフル患者の治療	1,000 万人		105.78 万人		126.93 万人
計	4,500 万人		476.02 万人		571.22 万人

※1 平成 30 年 6 月 22 日付健感発 0622 第 1 号「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等について」

※2 都の人口及び国の人口は、国の通知で用いている平成 29 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく。

新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン新旧対照表



第2章

- 1 (現行のとおり)
 2 情報提供・共有
 (17 ページ図)

情報提供先関係機関
 「新型インフルエンザ対応事業継続計画」に基づき作成

発信部署	通知先	通知内容
総務部	① 区市町村(代表窓口) ② 三師会 ③ 監理団体	①国通知 ②局情報(報道発表資料等) ③総合防災部関係情報 ④他局関係情報
保健医療系各部	三師会 各部所管関係機関・団体	総務部発信以外の情報(各部通知等) 医療機関、保健所、区市町村への通知・情報提供等
福祉系各部	各部所管関係機関・団体	社会福祉施設等、区市町村への通知・情報提供等

発信部署	通知内容情報提供内容	通知先							備考
		区市町村	保健所	医療機関	社会福祉施設等	その他			
					医師会	歯科医師会	薬剤師会	監理団体	
総務部	国通知	○			○	○	○		○ 区市町村への通知(情報提供)先は、総務部からの情報提供においては代表窓口、各部からは事業所管課 ○ 状況に応じ、各部から関係団体へ必要な情報を提供
	局情報(報道発表資料等)	○			○	○	○		
	防災部情報(他局含む)	○			○	○	○		
事業推進	各種通知							○	
保健医療系各部	相談体制	○	○	○	○	○	○		【健康安全部】 ○ 都保健所への通知内容を参考として市町村(保健所設置市を除く)へ情報提供する場合もある。 ○ H21、歯科医師会への情報提供は必要に応じ、医療政策部経由で行った。 【都保健所】(※) ○ 管内の患者発生情報等につき、関係市町村に情報提供
	サーベイランス体制	○	○	○					
	ワクチン供給	○	○	○	○	○	○		
	医療政策	○	○	○	○	○	○		
保健政策	アンケート調査等	○	○	○	○	○	○		
福祉系各部	指導監査	○			○				○ 区市町村事業所管課へは、局通知(ワクチン接種等、都の方針に関するもの)を発出 ○ 社会福祉施設等に対し、厚労省社会・援護局通知等を情報提供したことについては、総務部(区市町村連絡調整)から、区市町村代表窓口へ情報提供を行う(部から区市町村事業所管課への通知は不要)。 ○ 国通知等を社会福祉施設等へ通知する場合には、通知内容が正確に伝わるよう、通知概要(雛形)を作成。指導監査部が案を作成。健康安全部の確認を経て、各部から通知
	生活福祉	○			○				
	高齢社会対策	○			○				
	少子社会対策	○			○				
	障害者施策推進	○			○				

- 3から6まで
 (現行のとおり)

第2章

- 1 (略)
 2 情報提供・共有
 (17 ページ図)

情報提供先関係機関
 「新型インフルエンザ対応事業継続計画」に基づき作成

発信部署	通知先	通知内容
総務部	① 区市町村(代表窓口) ② 三師会 ③ 監理団体	①国通知 ②局情報(プレス資料等) ③総合防災部関係情報 ④他局関係情報 ※H21「新型インフルエンザ連絡」で発信していた内容
保健医療系各部	三師会 各部所管関係機関・団体	総務部発信以外の情報(各部通知等) 医療機関、保健所、区市町村への通知・情報提供等
福祉系各部	各部所管関係機関・団体	社会福祉施設等、区市町村への通知・情報提供等

発信部署	通知内容情報提供内容	通知先							備考
		区市町村	保健所	医療機関	社会福祉施設等	その他			
					医師会	歯科医師会	薬剤師会	監理団体	
総務部	国通知	○			○	○	○		○ 区市町村への通知(情報提供)先は、総務部からの情報提供においては代表窓口、各部からは事業所管課 ○ 状況に応じ、各部から関係団体へ必要な情報を提供
	局情報(プレス資料等)	○			○	○	○		
	防災部情報(他局含む)	○			○	○	○		
事業推進	各種通知							○	
保健医療系各部	相談体制	○	○	○	○	○	○		【健康安全部】 ○ 都保健所への通知内容を参考として市町村(保健所設置市を除く)へ情報提供する場合もある。 ○ H21、歯科医師会への情報提供は必要に応じ、医政部経由で行った。 【都保健所】(※) ○ 管内の患者発生情報等につき、関係市町村に情報提供
	サーベイランス体制	○	○	○					
	ワクチン供給	○	○	○	○	○	○		
	医療政策	○	○	○	○	○	○		
保健政策	アンケート調査等	○	○	○	○	○	○		
福祉系各部	指導監査				○				○ 区市町村事業所管課へは、局通知(ワクチン接種等、都の方針に関するもの)を発出 ○ 社会福祉施設等に対し、厚労省社会・援護局通知等を情報提供したことについては、総務部(区市町村連絡調整)から、区市町村代表窓口へ情報提供を行う(部から区市町村事業所管課への通知は不要)。 ○ 国通知等を社会福祉施設等へ通知する場合には、通知内容が正確に伝わるよう、通知概要(雛形)を作成。指導監査部が案を作成。健康安全部の確認を経て、各部から通知
	生活福祉				○				

- 3から6まで
 (略)

第3章 各段階における対策・体制

1 未発生期

(1) サーベイランス・情報収集

① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

○ 都は、各保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関（平成30年4月現在 419 医療機関）と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

② 病原体サーベイランス（ウイルスサーベイランス）

○ 都は、各保健所及び都内病原体定点医療機関（平成30年4月現在 41 医療機関）と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

③ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

○ 都は、各保健所及び基幹定点医療機関（平成30年4月現在 25 医療機関）と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランス※を実施し、入院患者の発生動向や重症化の傾向を把握する。

(2) から (5) まで

（現行のとおり）

(6) 医療

◆ 医薬品・医療資器材の確保

○ 都は、国の備蓄方針及び都の特性を踏まえ、全患者（被害想定において都民の30%が罹患すると想定）の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、571.22万人分を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。

備蓄する薬剤は、国の備蓄方針に準じる。

2から4まで

（現行のとおり）

5 都内感染期

(1) から (5) まで

（現行のとおり）

(6) 医療

◆ 医薬品の放出

○ 都は、抗インフルエンザウイルス薬の薬剤別の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を放出*する。

※ 福祉保健局新型インフルエンザ対策本部において備蓄薬の放出量や放出時期を決定

各発生段階における保健医療体制の概要

（現行のとおり）

第3章 各段階における対策・体制

1 未発生期

(1) サーベイランス・情報収集

① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

○ 都は、各保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関（平成28年4月現在 419 医療機関）と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

② 病原体サーベイランス（ウイルスサーベイランス）

○ 都は、各保健所及び都内病原体定点医療機関（平成28年4月現在 41 医療機関）と連携し、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

③ インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

○ 都は、各保健所及び基幹定点医療機関（平成28年4月現在 25 医療機関）と連携し、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランス※を実施し、入院患者の発生動向や重症化の傾向を把握する。

(2) から (5) まで

（略）

(6) 医療

◆ 医薬品・医療資器材の確保

○ 都は、国の備蓄状況も勘案し、都民の6割に相当する量を目標に、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。新たな抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国の動向を注視し、適宜適切に対応していく。

2から4まで

（略）

5 都内感染期

(1) から (5) まで

（現行のとおり）

(6) 医療

◆ 医薬品の放出

○ 都は、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を放出*

※ 福祉保健局新型インフルエンザ対策本部において備蓄薬の放出量や放出時期を決定

各発生段階における保健医療体制の概要

（略）